



借金問題、一人で悩んでいませんか？

- クレジットカードをリボ払いにしており、借金の残高がわからなくなった
- 思いもよらぬ失業
- 知人の保証人になったところ、多額の借金を抱えてしまった
- 病気・事故でお金が必要になった

など多重債務に陥る理由は様々です。最近では、学生時代に借りた奨学金などの返済に困っている人も多いようです。

消費生活センターでは、借金でお悩みの方の債務状況や生活状況をお伺いして、必要に応じて専門機関（弁護士会など）をご紹介します。詳しいご相談は来所にて伺いますので、その際は、契約書・振込通知書・銀行通帳など、借金の額や内容がわかるものをご持参ください。

多重債務の解決

4つの債務整理の方法をおおまかに説明します。どの方法が自分に一番適しているかの判断は難しいので、出来るだけ早く、弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。税金や国民健康保険料は自己破産しても免除の対象になりません。これらの滞納がある方は、なお一層早めの整理が望まれます。

☆任意整理

弁護士や司法書士などを通じて貸金業者と話し合い、返済額や方法を決めること。

☆特定調停

簡易裁判所に調停を申し立て、調停で合意した返済計画に基づき返済する。自分で申し立てることができる。

☆個人再生手続

通常は弁護士に依頼して手続きをしてもらう。地方裁判所に個人再生の申し立てをし、再生計画が認められれば、その計画にそって返済し残りの債務は免除される。住宅ローンを除いた債務で計算し、持ち家を手放さずにすむ。

☆自己破産

地方裁判所に自己破産の申し立てをし、あるだけの財産を債権者に分配し、残った借金は免除してもらう方法。ギャンブルなどの場合は、免除がおりない場合もある。通常は弁護士等に依頼して手続きする。

消費生活センターだよりの広報誌連載は、今回で一旦終了しますが、四條畷市のホームページには情報を今後も載せてまいります。是非ご活用ください。

困ったことがあれば一人で悩まず消費生活センターにお電話してください

※消費生活センターでは、皆さんのところへ出向いて「なわて出前講座」を行います。10人程のグループで申し込みますのでお気軽にお問い合わせください。（「なわて出前講座」については、秘書広報課へご連絡ください。）